

産業集積の形成及び活性化のための県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第三十九号

産業集積の形成及び活性化のための県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

産業集積の形成及び活性化のための県税の課税免除に関する条例（平成二十一年七月奈良県条例第八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。